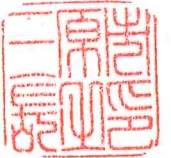


公示送達書

書類の送付について、送達を受けるべき者の住所及び居所、または所在地が不明のため、送達することができないため、地方税法第20条の2及び三原市税条例第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月19日

三原市長 岡田 吉弘



送達すべき書類名	年 度	期 別	氏 名
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	二井谷 辰己
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	新田 訓弘
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	山根 一信
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	廣畑 俊和
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	小川 実
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	中谷 琉斗
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	亀田 祥吾
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	森藤 涼太
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	正畑 孝紘
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	西原 清和
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	中村 崇秀
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	和田 誠
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	DA SILVA TANAKA CAIO HENRIQUE
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	佐々木 翔紀
地方税法第458条に係る書類	令和8年度	全期	合同会社 藤源総業

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

当該書類は、税制収納課へ保管してありますから、いつでも送達を受けるべきものに交付します。